

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）
環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第2位まで入力

凡例	
	：当初提出時に入力する箇所
	：上半期提出時に入力する箇所
	：下半期提出時に入力する箇所
	：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

所属（課等）		土木総務課
連絡先（内線・外線）		3723
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月10日
	上半期提出日	令和5年10月24日
	下半期提出日	令和6年4月19日

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- 勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

- 上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし
----------------------------	------

- 下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし
----------------------------	------

II 職場研修の実施

- 原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
- 指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1					
適用法令等		遵守事項		該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条		事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機		冷蔵庫	リフレッシュルーム1台
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点		

2					
適用法令等		遵守事項		該当活動，設備等	規模，能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法） 第5条・8条		第5条 自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。 第8条 自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。		公用車	アクティ4台・N-VAN2台
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点		

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くをお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日			
実施人数		実 施 日	
名	訓 練 内 容		
	実施時の写真撮影有無		

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

- ・環境目標1～5は、「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】
節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯
【R5年度】 環境目標 1 に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 2】
省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る
【R5年度】 環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 3】
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する
【R5年度】 環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 4】
4 R 活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底 ※4R = Reduce:ごみを減らす, Reuse:繰り返し使う, Recycle : 再生利用する, Refuse : 不要な物は、いりませんと断る
【R5年度】 環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 5】
自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用
【R5年度】 環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 6】
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する 【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入） 1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上22%未満:「もう少し努力できる」 22%以上:「徹底されている」 ※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力 →	442	【R5年度】 環境目標6に対する所属の結果 7.8% もう少し努力できる
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	5661	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」 0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」 58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値 ÷ 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	16	【R5年度】環境目標7に対する所属の結果 100.0% 徹底されている
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	16	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R5年度作成枚数 →	0	【R5年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓ 件数を入力すると自動でコメントが表示されます ↓
		作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和5年度】各所属で取り組む環境目標
公用車にエコドライブ実施に関する標語「エコドライブ実施中」を掲示し、啓発に努める。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
公用車を運転する際には、各自が経済運転に努め、エアコンの使用を最低限にする等の工夫を行った。 次年度も引き続きエコドライブに取り組んでいく。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標	基本方針	施策
実施施策	実施施策詳細	担当G
年間計画（P） （当初入力）	該当なし	
実施結果（D） （3月入力）		
評価（C） （3月入力）		
改善（A） （3月入力）		
環境管理責任推進員評価 （3月入力・リストから選択）		

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価

法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

--

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

所属（課等）		土木用地課
連絡先（内線・外線）		3765
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月17日
	上半期提出日	令和5年10月16日
	下半期提出日	令和6年4月10日

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託事業者（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

- ・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし
----------------------------	------

- ・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし
----------------------------	------

II 職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

III 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法） 第5条・8条	第5条 自動車の所有者は、自動車なるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。 第8条 自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。	公用車	N-VAN1台／ アクティ1台（～R5.6）／ N-WGN1台（R5.7～）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点
		公用車買い替え アクティ→N-WGN（7月）	

IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・**該当所属のみ入力**
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- ・対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
- ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いいたします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日			
実施人数	実 施 日		
名	訓 練 内 容		
	実施時の写真撮影有無		

該当なし

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は、「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】 環境目標 1 に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】 環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】 環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

4 R 活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす, Reuse:繰り返し使う, Recycle : 再生利用する, Refuse : 不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】 環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】 環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】 全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満: 「より一層の努力が必要」 1%以上22%未満: 「もう少し努力できる」 22%以上: 「徹底されている」
※22%： 令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	37	【R5年度】 環境目標6に対する所属の結果 10.5% もう少し努力できる
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	351	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入 1 件と数える）

【基準値】 全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白: 「物品購入が無い」 0.0%以上58%未満: 「もう少し努力できる」 58%以上: 「徹底されている」
※58%： 令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	12	【R5年度】 環境目標 7 に対する所属の結果 92.3% 徹底されている
	R5年度に購入した件数→	13	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R5年度作成枚数 → 〇 【R5年度】 環境目標8に対する所属の結果 ↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓

作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和5年度】各所属で取り組む環境目標
窓口に「鈴鹿エコモーション6」を掲示することにより、来庁者や請負業者等へ向けて環境問題への取り組みを発信する。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
窓口を来訪された多数の方々に対し、効果的なPRを行うことができた。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】	
基本目標	
基本方針	
施策	
実施施策	
年間計画（P） （当初入力）	
実施結果（D） （3月入力）	
評価（C） （3月入力）	
改善（A） （3月入力）	
環境管理責任推進員評価 （3月入力・リストから選択）	次年度以降の事業の方向性 （3月入力・リストから選択）

該当なし

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R5年度】			
環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

所属（課等）		道路整備課
連絡先（内線・外線）		3743
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月8日
	上半期提出日	令和5年10月27日
	下半期提出日	令和6年4月9日

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

- ・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし
----------------------------	------

- ・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
----------------------------	---

II 職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

III 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法） 第5条・8条	第5条 自動車の所有者は、自動車なるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。 第8条 自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。	公用車	H18 パートナー(6月廃車) R1 N-VAN R3 N-VAN R5 N-VAN(10月納車)
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点
		公用車を6月に1台廃車し、10月に1台購入した。	

2			
適用法令等		遵守事項	該当活動、設備等
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条及び鈴鹿市公共工事環境配慮指針		地方公共団体は、第10条第一項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない（施行令第8条により読み替え） 【対象建設工事】（施行令第2条） ○床面積80㎡以上の建築物の解体 ○床面積500㎡以上の建築物の新築，増築 ○請負金額1億円以上の建築物の新築，増築，解体 ○請負金額500万円以上の建築物以外の工作物の解体，新築 ・「鈴鹿市公共工事環境配慮指針」→土木工事（剪定，除草等管理業務委託を含む。）当初設計金額 5，000千円以上， 建築工事 当初設計金額 20，000千円以上の物件は，「環境配慮チェックリスト」を設計書に添付すること。	一定規模以上の公共工事
		年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	
		遵守	変更点

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くをお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数		実 施 日
名		訓 練 内 容
		実施時の写真撮影有無

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

- ・環境目標1～5は、「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標○に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】
節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯
【R5年度】 環境目標 1 に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している
【環境目標 2】
省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る
【R5年度】 環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している
【環境目標 3】
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する
【R5年度】 環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している
【環境目標 4】
4 R活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底 ※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る
【R5年度】 環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している
【環境目標 5】
自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用
【R5年度】 環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 6】			
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する			
【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入） 1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上22%未満:「もう少し努力できる」 22%以上:「徹底されている」 ※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 ＝ 市の電子決裁平均値			
年間の電子決裁数を入力→	55	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 5.6% もう少し努力できる	
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	988		

【環境目標 7】			
環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める			
※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。			
※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。 購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。 （例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える）			
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入） 空白:「物品購入が無い」 0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」 58%以上:「徹底されている」 ※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値 ＝ 市のグリーン購入の平均値			
単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	19	【R5年度】環境目標7に対する所属の結果 90.5% 徹底されている
	R5年度に購入した件数→	21	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】		
環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する		
R5年度作成枚数 →	11	【R5年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓ 件数を入力すると自動でコメントが表示されます ↓
作成済み		

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和5年度】各所属で取り組む環境目標	
環境活動への市民の関心を高めるため、窓口カウンターへ環境に関するポスター等を掲示する。	
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】	
本年度の目標については、徹底して出来た。今後も自課の取組みを外部に向けて発信するため、継続していきたい。	

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】					
基本目標		基本方針		施策	
生活環境の保全と創造		健全な生活環境の保全		騒音・振動・悪臭の防止	
実施施策	路面からの騒音・振動対策の促進	実施施策詳細	道路の横断側溝等の段差解消	担当G	建設第二G
年間計画（P） （当初入力）	発生時対応				
実施結果（D） （3月入力）	地元要望により実施したすべての工事について、現場確認を実施し、設計においては環境配慮をおこなっている。設計上、横断側溝の必要な箇所について最小限に抑えるように努めているが、横断側溝の斜め横断については極力なくすようにしている。また、横断側溝と既設舗装との段差をなくすようにしており、横断側溝蓋はゴム付き蓋（ノイズレス蓋）を敷設し、騒音対策に努めている。				
評価（C） （3月入力）	年間を通じて、騒音対策に努めた。				
改善（A） （3月入力）	道路新設改良時は、横断側溝の段差解消や騒音解消のため、グレーチング及びコンクリート蓋からボックスカルバート等の暗渠に改良し、騒音解消を図りたいが、施工場所によっては、工法上困難な箇所もある。				
環境管理責任推進員評価 （3月入力・リストから選択）	①目標の達成及び、実現のための施策を着実に前進させており、点検結果においても継続的な改善に努めている		次年度以降の事業の方向性 （3月入力・リストから選択）	①事業の継続	

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R5年度】			
環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	○

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

所属（課等）		土木部 道路保全課
連絡先（内線・外線）		3758
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月17日
	上半期提出日	令和5年10月30日
	下半期提出日	令和5年4月18日

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

- ・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
----------------------------	---

- ・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
----------------------------	---

II 職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

III 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法） 第5条・8条	第5条 自動車の所有者は、自動車なるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。 第8条 自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。	公用車	H29 ハイゼットダンプ/ H29 エルフ/ H30 エルフ/ H30 N-VAN/ H31 キャバン4WD/ R2 N-VAN/ R3 N-VAN/ R5 アクティ
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点
		①R5年4月に1台追加した。②追加年度順に並び替えた。	

2			
適用法令等		遵守事項	該当活動、設備等
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条及び鈴鹿市公共工事環境配慮指針		地方公共団体は、第10条第一項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない（施行令第8条により読み替え） 【対象建設工事】（施行令第2条） ○床面積80㎡以上の建築物の解体 ○床面積500㎡以上の建築物の新築，増築 ○請負金額1億円以上の建築物の新築，増築，解体 ○請負金額500万円以上の建築物以外の工作物の解体，新築 ・「鈴鹿市公共工事環境配慮指針」 →土木工事（剪定，除草等管理業務委託を含む。）当初設計金額 5，000千円以上， 建築工事 当初設計金額 20，000千円以上の物件は，「環境配慮チェックリスト」を設計書に添付すること。	一定規模以上の公共工事
		年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	
		遵守	変更点

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くをお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数		実 施 日
名	訓 練 内 容	
	実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

- ・環境目標1～5は、「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標○に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】
節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯
【R5年度】 環境目標 1 に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している
【環境目標 2】
省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る
【R5年度】 環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している
【環境目標 3】
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する
【R5年度】 環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している
【環境目標 4】
4 R活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底 ※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る
【R5年度】 環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している
【環境目標 5】
自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用
【R5年度】 環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 6】			
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する			
【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入） 1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上22%未満:「もう少し努力できる」 22%以上:「徹底されている」 ※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 ＝ 市の電子決裁平均値			
	年間の電子決裁数を入力→	178	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 6.3% もう少し努力できる
	年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	2831	

【環境目標 7】			
環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める			
※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。			
※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。 購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。 （例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える）			
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入） 空白:「物品購入が無い」 0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」 58%以上:「徹底されている」 ※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値 ＝ 市のグリーン購入の平均値			
単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	25	【R5年度】環境目標7に対する所属の結果 92.6% 徹底されている
	R5年度に購入した件数→	27	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】		
環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する		
R5年度作成枚数 →	19	【R5年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓ 件数を入力すると自動でコメントが表示されます ↓
		作成済み

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和5年度】各所属で取り組む環境目標	
森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため、工事請負業者等に連絡用封筒の使用削減を呼び掛ける。	
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】	
封筒に入れずに持参する業者が増えたが、まだまだ周知が足りないため、次年度も引き続き封筒の省略を呼びかけます。	

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】					
基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P） （当初入力）	該当なし				
実施結果（D） （3月入力）					
評価（C） （3月入力）					
改善（A） （3月入力）					
環境管理責任推進員評価 （3月入力・リストから選択）		次年度以降の事業の方向性 （3月入力・リストから選択）			

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R5年度】			
環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

所属（課等）		河川雨水対策課
連絡先（内線・外線）		3772
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月17日
	上半期提出日	令和5年10月31日
	下半期提出日	令和6年5月17日

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託事業者（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

- ・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし
----------------------------	------

- ・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
----------------------------	---

II 職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

III 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（液晶）	1台（8階事務室）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法） 第5条・8条	第5条 自動車の所有者は、自動車なるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。 第8条 自動車の所有者は、当該自動車 が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。	公用車	H21アクティ/H27アクティ2台/ R1 ダンプ/R5N-VAN
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条及び鈴鹿市公共工事環境配慮指針	地方公共団体は、第10条第一項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない（施行令第8条により読み替え） 【対象建設工事】（施行令第2条） ○床面積80㎡以上の建築物の解体 ○床面積500㎡以上の建築物の新築、増築 ○請負金額1億円以上の建築物の新築、増築、解体 ○請負金額500万円以上の建築物以外の工作物の解体、新築 ・「鈴鹿市公共工事環境配慮指針」 →土木工事（剪定、除草等管理業務委託を含む。）当初設計金額 5,000千円以上、 建築工事 当初設計金額 20,000千円以上の物件は、「環境配慮チェックリスト」を設計書に添付すること。	一定規模以上の公共工事	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くをお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日	11月24日	
実施人数	実施日	1月11日
5名	訓練内容	排水機場での重油漏れ事故対応訓練
	実施時の写真撮影有無	○

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

- ・環境目標1～5は、「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標○に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】
節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯
【R5年度】 環境目標 1 に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 2】
省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る
【R5年度】 環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 3】
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する
【R5年度】 環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 4】
4 R活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底
※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る
【R5年度】 環境目標4に対する所属の結果 ↓ セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している

【環境目標 5】
自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用
【R5年度】 環境目標5に対する所属の結果 ↓ セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している

【環境目標 6】			
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する			
【基準値】 全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入） 1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上22%未満:「もう少し努力できる」 22%以上:「徹底されている」 ※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 = 市の電子決裁平均値			
	年間の電子決裁数を入力 →	140	【R5年度】 環境目標6に対する所属の結果 5.2% もう少し努力できる
	年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	2710	

【環境目標 7】			
環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める			
※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。			
※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。 購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。 （例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える）			
【基準値】 全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入） 空白:「物品購入が無い」 0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」 58%以上:「徹底されている」			
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値			
単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	0	【R5年度】 環境目標 7 に対する所属の結果 物品購入が無い
	「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】		
環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する		
R5年度作成枚数 →	2	【R5年度】 環境目標8に対する所属の結果 ↓ 件数を入力すると自動でコメントが表示されます ↓
作成済み		

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和5年度】 各所属で取り組む環境目標
環境活動への市民の関心を高めるため、窓口カウンターへ環境に関するポスター等を掲示する。
【 ↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓ 】
環境活動への市民の関心を高めるため、窓口カウンターへ環境に関するポスター等を掲示した。次年度も継続して実施する。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】					
基本目標		基本方針		施策	
自然と共生する社会の構築		自然環境の保全		森林・海岸・水辺環境の保全	
実施施策	市民の憩いの場としての管理	実施施策 詳細	管理者である県の所管する部局と連携した市民の憩いの場としての海岸管理	担当G	維持G
年間計画（P） （当初入力）	年間を通してボランティア清掃や漂着ごみの回収を実施する。				
実施結果（D） （3月入力）	令和5年11月11日実施 千代崎海岸、若松海岸、原永海岸				
評価（C） （3月入力）	海岸清掃を適切に実施し、市民の憩いの場として管理することができた。				
改善（A） （3月入力）	令和6年度も継続して実施することが望ましいと考える。				
環境管理責任推進員評価 （3月入力・リストから選択）	①目標の達成及び、実現のための施策を着実に前進させており、点検結果においても継続的な改善に努めている				①事業の継続

【環境基本計画 2】					
基本目標		基本方針		施策	
生活環境の保全と創造		健全な生活環境の保全		水環境の保全	
実施施策	河川美化の啓発活動の推進	実施施策 詳細	広報活動による河川美化推進	担当G	管理G
年間計画（P） （当初入力）	国と連携を取りながら鈴鹿川河川敷にてクリーン大作戦の検討を進める。				
実施結果（D） （3月入力）	次度以降の実施に向けた会議に参加				
評価（C） （3月入力）	該当なし				
改善（A） （3月入力）	該当なし				
環境管理責任推進員評価 （3月入力・リストから選択）	②目標の達成及び、実現のための施策を前進させたとはいえないが、点検結果においては的確に行われており、継続的な改善につながると思われる				①事業の継続

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R5年度】			
環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	①実施済	①実施済	○

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

所属（課等）

北長太排水機場

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則、小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（液晶）	1台
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
鈴鹿市火災予防条例 第44条	火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄）○据付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備（固定して用いるもの）○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備	非常用自家発電装置（北長太排水機場2基）	北長太排水機場2基／発電出力（60・25KvA）発電方式（ディーゼル機関）使用燃料（A重油）全出力（48・6KW）定格容量（104・64AH）貯蔵量（70・70ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
水質汚濁防止法 第14条の2 （事故時の措置）	特定施設・貯油施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場・当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。	屋外タンク貯蔵所／油水分離施設	北長太排水機場2基／貯蔵物（重油）貯蔵量（1950ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市火災予防条例 第46条	指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない／前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを変更又は廃止する場合について準用する。 【指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物貯蔵所】危険物の指定数量 ○第2石油類（灯油，軽油等）非水溶性液体 1,000L ○第3石油類（重油等）非水溶性液体 2,000L	屋外タンク貯蔵所／油水分離施設	北長太排水機場2基／貯蔵物（重油）貯蔵量（1950ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

所属（課等）

新北長太排水機場

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市火災予防条例 第44条	火を使用する設備又はその使用に際し，火災の発生のおそれのある設備のうち，次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は，あらかじめ，その旨を消防長に届け出なければならない。【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄）○据付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備(固定して用いるもの)○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備	非常用自家発電装置	新北長太排水機場1基／発電出力（80KvA）発電方式（ディーゼル機関）使用燃料（A重油）全出力（75.1KW）定格容量（120AH）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
水質汚濁防止法 第14条の2（事故時の措置）	特定施設・貯油施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場・当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。	屋外タンク貯蔵所	新北長太排水機場/貯蔵物（重油）貯蔵量（1950ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市火災予防条例 第46条	指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し，又は取り扱おうとする者は，あらかじめ，その旨を消防長に届け出なければならない／前項の規定は，同項の貯蔵及び取扱いを変更又は廃止する場合について準用する。 【指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物貯蔵所】危険物の指定数量 ○第2石油類（灯油，軽油等）非水溶性液体 1,000L○第3石油類（重油等）非水溶性液体 2,000L	屋外タンク貯蔵所	新北長太排水機場/貯蔵物（重油）貯蔵量（1950ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

所属（課等）

新箕田排水機場

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市火災予防条例 第44条	火を使用する設備又はその使用に際し，火災の発生のおそれのある設備のうち，次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は，あらかじめ，その旨を消防長に届け出なければならない。【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄）○据付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備(固定して用いるもの)○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備	非常用自家発電装置	新箕田排水機場／発電出力（50KvA）発電方式（ディーゼル機関）使用燃料（A重油）全出力（50KW）定格容量（40AH）貯蔵量（40ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
水質汚濁防止法 第14条の2（事故時の措置）	特定施設・貯油施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場・当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。	屋外タンク貯蔵所／油水分離施設	新箕田排水機場／貯蔵物（重油）貯蔵量（1950ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市火災予防条例 第46条	指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し，又は取り扱おうとする者は，あらかじめ，その旨を消防長に届け出なければならない／前項の規定は，同項の貯蔵及び取扱いを変更又は廃止する場合について準用する。 【指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物貯蔵所】危険物の指定数量 ○第2石油類（灯油，軽油等）非水溶性液体 1,000L○第3石油類（重油等）非水溶性液体 2,000L	屋外タンク貯蔵所	新箕田排水機場／貯蔵物（重油）貯蔵量（1950ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

所属（課等）

箕田排水機場

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市火災予防条例 第44条	火を使用する設備又はその使用に際し，火災の発生のおそれのある設備のうち，次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は，あらかじめ，その旨を消防長に届け出なければならない。【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄）○据付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備(固定して用いるもの)○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備	非常用自家発電装置	箕田排水機場／発電出力（10KVA）発電方式（ディーゼル機関）使用燃料（A重油）全出力（15KW）定格容量（70AH）貯蔵量（14ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
水質汚濁防止法 第14条の2（事故時の措置）	特定施設・貯油施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場・当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。	屋外タンク貯蔵所	箕田排水機場／貯蔵物（重油）貯蔵量（1950ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市火災予防条例 第46条	指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し，又は取り扱おうとする者は，あらかじめ，その旨を消防長に届け出なければならない／前項の規定は，同項の貯蔵及び取扱いを変更又は廃止する場合について準用する。 【指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物貯蔵所】危険物の指定数量 ○第2石油類（灯油，軽油等）非水溶性液体 1,000L ○第3石油類（重油等）非水溶性液体 2,000L	屋外タンク貯蔵所	箕田排水機場／貯蔵物（重油）貯蔵量（1950ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

所属（課等）

若松排水機場

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市火災予防条例 第44条	火を使用する設備又はその使用に際し，火災の発生のおそれのある設備のうち，次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は，あらかじめ，その旨を消防長に届け出なければならない。【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄）○据付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備(固定して用いるもの)○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備	非常用自家発電装置	若松排水機場／発電出力（12.5KvA）発電方式（ディーゼル機関）使用燃料（A重油）全出力（12KW）定格容量（60AH）貯蔵量（小出漕より）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
水質汚濁防止法 第14条の2（事故時の措置）	特定施設・貯油施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場・当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。	屋外タンク貯蔵所／油水分離施設	若松排水機場／貯蔵物（重油）貯蔵量（1950ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市火災予防条例 第46条	指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し，又は取り扱おうとする者は，あらかじめ，その旨を消防長に届け出なければならない／前項の規定は，同項の貯蔵及び取扱いを変更又は廃止する場合について準用する。 【指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物貯蔵所】危険物の指定数量 ○第2石油類（灯油，軽油等）非水溶性液体 1,000LO 第3石油類（重油等）非水溶性液体 2,000L	屋外タンク貯蔵所	若松排水機場／貯蔵物（重油）貯蔵量（1950ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

所属（課等）

山中排水機場

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市火災予防条例 第44条	火を使用する設備又はその使用に際し，火災の発生のおそれのある設備のうち，次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は，あらかじめ，その旨を消防長に届け出なければならない。【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄）○据付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備(固定して用いるもの)○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備	非常用自家発電装置	山中排水機場2基／発電出力（150・100KvA）発電方式（ディーゼル機関）使用燃料（軽油）全出力（44・80KW）定格容量（150・90AH）貯蔵量（80・380ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
水質汚濁防止法 第14条の2（事故時の措置）	特定施設・貯油施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場・当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。	屋外タンク貯蔵所／油水分離施設	山中排水機場2基／貯蔵物（重油）貯蔵量（1950ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市火災予防条例 第46条	指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し，又は取り扱おうとする者は，あらかじめ，その旨を消防長に届け出なければならない／前項の規定は，同項の貯蔵及び取扱いを変更又は廃止する場合について準用する。 【指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物貯蔵所】危険物の指定数量 ○第2石油類（灯油，軽油等）非水溶性液体 1,000LO ○第3石油類（重油等）非水溶性液体 2,000L	屋外タンク貯蔵所／油水分離施設	山中排水機場2基／貯蔵物（重油）貯蔵量（1950ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

所属（課等）

白子第一排水機場

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市火災予防条例 第44条	火を使用する設備又はその使用に際し，火災の発生のおそれのある設備のうち，次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は，あらかじめ，その旨を消防長に届け出なければならない。【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄）○据付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備(固定して用いるもの)○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備	非常用自家発電装置	白子第一排水機場／発電出力（74KvA）発電方式（ディーゼル機関）使用燃料（A重油）全出力（35KW）定格容量（80AH）貯蔵量（65ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
水質汚濁防止法 第14条の2（事故時の措置）	特定施設・貯油施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場・当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。	屋外タンク貯蔵所／油水分離施設	白子第一排水機場／貯蔵物（重油）貯蔵量（1950ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市火災予防条例 第46条	指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し，又は取り扱おうとする者は，あらかじめ，その旨を消防長に届け出なければならない／前項の規定は，同項の貯蔵及び取扱いを変更又は廃止する場合について準用する。 【指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物貯蔵所】危険物の指定数量 ○第2石油類（灯油，軽油等）非水溶性液体 1,000LO ○第3石油類（重油等）非水溶性液体 2,000L	屋外タンク貯蔵所／油水分離施設	白子第一排水機場／貯蔵物（重油）貯蔵量（1950ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

所属（課等）

白子第二排水機場

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（液晶）	1台
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市火災予防条例 第44条	火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄）○据付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備(固定して用いるもの)○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備	非常用自家発電装置	白子第二排水機場／発電出力（94KvA）発電方式（ディーゼル機関）使用燃料（A重油）全出力（33KW）定格容量（80AH）貯蔵量（85ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
水質汚濁防止法 第14条の2 （事故時の措置）	特定施設・貯油施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場・当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。	屋外タンク貯蔵所／油水分離施設	白子第二排水機場／貯蔵物（重油）貯蔵量（3500ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市火災予防条例 第46条	指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない／前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを変更又は廃止する場合について準用する。 【指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物貯蔵所】危険物の指定数量 ○第2石油類（灯油，軽油等）非水溶性液体 1,000L ○第3石油類（重油等）非水溶性液体 2,000L	屋外タンク貯蔵所／油水分離施設	白子第二排水機場／貯蔵物（重油）貯蔵量（3500ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

所属（課等）

白子第三排水機場

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則、小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（液晶）	1台
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
鈴鹿市火災予防条例 第44条	火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄）○据付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備（固定して用いるもの）○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備	非常用自家発電装置	白子第三排水機場2基／発電出力（3・100KvA）発電方式（ディーゼル機関）使用燃料（A重油）全出力（2・48KW）定格容量（64・100AH）貯蔵量（小出槽より・65ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
水質汚濁防止法 第14条の2 （事故時の措置）	特定施設・貯油施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場・当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。	屋外タンク貯蔵所／油水分離施設	白子第三排水機場2基／貯蔵物（重油）貯蔵量（1950ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市火災予防条例 第46条	指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない／前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを変更又は廃止する場合について準用する。 【指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物貯蔵所】危険物の指定数量 ○第2石油類（灯油，軽油等）非水溶性液体 1,000L ○第3石油類（重油等）非水溶性液体 2,000L	屋外タンク貯蔵所／油水分離施設	白子第三排水機場2基／貯蔵物（重油）貯蔵量（1950ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

所属（課等）

錠ノ口排水機場

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1				
適用法令等		遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条		事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（液晶）	1台
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点	

2				
適用法令等		遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市火災予防条例 第44条		火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄）○据付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備（固定して用いるもの）○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備	非常用自家発電装置	錠ノ口排水機場／発電出力（20KvA）発電方式（ディーゼル機関）使用燃料（A重油）全出力（16KW）定格容量（80AH）貯蔵量（20ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点	

3				
適用法令等		遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
水質汚濁防止法 第14条の2（事故時の措置）		特定施設・貯油施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場・当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。	屋外タンク貯蔵所／油水分離施設	錠ノ口排水機場／貯蔵物（重油）貯蔵量（1950ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点	

4	
適用法令等	
鈴鹿市火災予防条例 第46条	
指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない／前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを変更又は廃止する場合について準用する。 【指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物貯蔵所】危険物の指定数量 ○第2石油類（灯油，軽油等）非水溶性液体 1,000L ○第3石油類（重油等）非水溶性液体 2,000L	
遵守事項	
屋外タンク貯蔵所／油水分離施設	
該当活動，設備等	
錠ノ口排水機場／貯蔵物（重油）貯蔵量（1950ℓ）	
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	
遵守	
変更点	

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

所属（課等）

木ノ花排水機場

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（液晶）	1台
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市火災予防条例 第44条	火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄）○据付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備（固定して用いるもの）○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備	非常用自家発電装置	木ノ花排水機場2基／発電出力（60・60KvA）発電方式（ディーゼル機関）使用燃料（軽油）全出力（30・48KW）定格容量（36・36AH）貯蔵量（125・125ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
水質汚濁防止法 第14条の2（事故時の措置）	特定施設・貯油施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場・当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。	屋外タンク貯蔵所／油水分離施設	木ノ花排水機場2基／貯蔵物（重油）（内蔵タンク）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

4	
適用法令等	
鈴鹿市火災予防条例 第46条	
指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない／前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを変更又は廃止する場合について準用する。 【指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物貯蔵所】危険物の指定数量 ○第2石油類（灯油，軽油等）非水溶性液体 1,000L ○第3石油類（重油等）非水溶性液体 2,000L	
屋外タンク貯蔵所／油水分離施設	
木ノ花排水機場2基／貯蔵物（重油）（内蔵タンク）	
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	
遵守	
変更点	

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

所属（課等）

新磯山排水機場

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1				
適用法令等		遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条		事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（液晶）	1台
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点	

2				
適用法令等		遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市火災予防条例 第44条		火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄）○据付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備（固定して用いるもの）○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備	非常用自家発電装置	新磯山排水機場／発電出力（750KvA）発電方式（ディーゼル機関）使用燃料（A重油）全出力（195KW）定格容量（350AH）貯蔵量（390ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点	

3				
適用法令等		遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
水質汚濁防止法 第14条の2（事故時の措置）		特定施設・貯油施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場・当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。	屋外タンク貯蔵所／油水分離施設	新磯山排水機場／貯蔵物（重油）貯蔵量（1950ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点	

4	
適用法令等	
鈴鹿市火災予防条例 第46条	
指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない／前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを変更又は廃止する場合について準用する。 【指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物貯蔵所】危険物の指定数量 ○第2石油類（灯油、軽油等）非水溶性液体 1,000L ○第3石油類（重油等）非水溶性液体 2,000L	
遵守事項	
屋外タンク貯蔵所／油水分離施設	
該当活動、設備等	
新磯山排水機場／貯蔵物（重油）貯蔵量（1950ℓ）	
規模、能力等	
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	
遵守	変更点

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

所属（課等）

江島雨水ポンプ場

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則、小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1								
適用法令等		遵守事項		該当活動、設備等		規模、能力等		
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項		以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。		空調機器（業務用・第一種特定製品）		4台		
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）				下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）				
4月～6月 点検実施日		7月～9月 点検実施日		10月～12月 点検実施日		1月～3月 点検実施日		
6月30日		9月30日		12月10日		3月10日		
↓ 点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。								
4月～6月		○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○
定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。） ※簡易点検に上乗せして実施するもの						対象台数	定期点検 （今年度の実施有無）	
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上						1	実施した	
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。） ※3月に入力						充填なし		
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量								
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択			遵守	変更点				

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（ブラウン管式）	中央監視室に1台設置
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
鈴鹿市火災予防条例 第44条	火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄）○据付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備（固定して用いるもの）○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備	非常用自家発電装置	発電出力（500・200KvA）／発電方式（ディーゼル機関）／使用燃料（A重油）／定格容量（40AH×86セル・20AH×86セル）／貯蔵量（10900・98ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
消防法第17条の3の3	防火対象物の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない 6ヶ月毎の機器点検／1年毎の総合点検	非常用自家発電装置	発電出力（500・200KvA）／発電方式（ディーゼル機関）／使用燃料（A重油）／定格容量（40AH×86セル・20AH×86セル）／貯蔵量（10900・98ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
水質汚濁防止法 第14条の2 （事故時の措置）	特定施設・貯油施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場・当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。	①地下タンク貯蔵所 ②燃料小出槽	①貯蔵物（A重油）／貯蔵量（10000ℓ）②貯蔵物（A重油）／貯蔵量（900ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
消防法第11条	製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める者（消防本部及び消防署を置く市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所 当該市町村長）の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。 【指定数量以上の危険物貯蔵所】 危険物の指定数量 第2石油類（灯油、軽油等） 非水溶性液体 1,000L	①地下タンク貯蔵所 ②燃料小出槽	①貯蔵物（A重油）／貯蔵量（10000ℓ） ②貯蔵物（A重油）／貯蔵量（900ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
鈴鹿市危険物規制規則第4条	製造所等の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、当該製造所等において、次に掲げる事項（○設置者の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）○危険物の貯蔵又は取扱いの方法○製造所等の着工又は完成期日を3月以上遅延すること）を変更するときは、危険物製造所等変更届出書（第5号様式）により市長に届け出なければならない。	①地下タンク貯蔵所 ②燃料小出槽	①貯蔵物（A重油）／貯蔵量（10000ℓ） ②貯蔵物（A重油）／貯蔵量（900ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

8			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
消防法第12条の6	製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の用途を廃止したときは、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければならない 【指定数量以上の危険物貯蔵所】 危険物の指定数量 第2石油類（灯油、軽油等） 非水溶性液体 1,000L	①地下タンク貯蔵所 ②燃料小出槽	①貯蔵物（A重油）／貯蔵量（10000ℓ） ②貯蔵物（A重油）／貯蔵量（900ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

9			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
危険物の規制に関する政令第13条 第1項 第5号	地下タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする／（第5号）地下タンク貯蔵所には、総務省令で定めるところにより、見やすい箇所に地下タンク貯蔵所である旨を表示した標識及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること	①地下タンク貯蔵所 ②燃料小出槽	①貯蔵物（A重油）／貯蔵量（10000ℓ） ②貯蔵物（A重油）／貯蔵量（900ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

10			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
消防法第14条の3の2	政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、これらの製造所、貯蔵所又は取扱所について、総務省令で定めるところにより、定期に点検し、その点検記録を作成し、これを保存しなければならない 15年以内の施設は3年に1回検査 15年以上は毎年1回検査 H5供用開始 【指定数量以上の危険物貯蔵所】 危険物の指定数量 第2石油類（灯油、軽油等） 非水溶性液体 1,000L	①地下タンク貯蔵所 ②燃料小出槽	①貯蔵物（A重油）／貯蔵量（10000ℓ） ②貯蔵物（A重油）／貯蔵量（900ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

11			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
鈴鹿市火災予防条例 第46条	指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない／前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを変更又は廃止する場合について準用する。 【指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物貯蔵所】危険物の指定数量 ○第2石油類（灯油，軽油等）非水溶性液体 1,000L○第3石油類（重油等）非水溶性液体 2,000L	①地下タンク貯蔵所 ②燃料小出槽	①貯蔵物（A重油）／貯蔵量（10000ℓ） ②貯蔵物（A重油）／貯蔵量（900ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

12			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第23条（指定施設の設置の届出）	騒音を発生させる者は、工場等に指定施設を設置しようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、次に掲げる事項（○氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名○工場等の名称及び所在地○指定施設の種類の及び能力ごとの数○指定施設の使用の方法○騒音の防止の方法及び指定施設の型式）その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない／前項の規定による届出には、指定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。	・送風機2台・電気室空調機・会議室空調機	・送風機（11・7.5kw）・電気室空調機（25.7kw）・会議室空調機（19.5kw）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

13			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第25条・29条	第25条 届出をした者は、その届出に係る第二十三条第一項第四号から第六号（○指定施設の使用の方法○騒音の防止の方法及び指定施設の型式○その他規則で定める事項）までに掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない 第29条 届出をした者は、その届出に係る第二十三条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項（○氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名○工場等の名称及び所在地）に変更があったとき、又はその届出に係る指定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。	・送風機2台・電気室空調機・会議室空調機	・送風機（11・7.5kw）・電気室空調機（25.7kw）・会議室空調機（19.5kw）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

14			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第31条	指定施設から騒音を発生させる者は、当該指定施設を設置する工場等の敷地境界線において排出基準に適合しない騒音を発生させてはならない。	・送風機2台・電気室空調機・会議室空調機	・送風機（11・7.5kw）・電気室空調機（25.7kw）・会議室空調機（19.5kw）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

所属（課等）

小山雨水ポンプ場

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1							
適用法令等		遵守事項		該当活動，設備等		規模，能力等	
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項		以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。		空調機器（業務用・第一種特定製品）		3台	
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）				下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）			
4月～6月 点検実施日		7月～9月 点検実施日		10月～12月 点検実施日		1月～3月 点検実施日	
6月30日		9月30日		12月10日		3月10日	
↓ 点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。							
4月～6月		○		7月～9月		○	
10月～12月		○		1月～3月		○	
定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。） ※簡易点検に上乗せして実施するもの						対象台数	定期点検 （今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上						該当なし	該当なし
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力						充填なし	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量							
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守		変更点			

2							
適用法令等		遵守事項		該当活動，設備等		規模，能力等	
鈴鹿市火災予防条例 第44条		火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄）○据付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備(固定して用いるもの)○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備		非常用自家発電装置		発電出力（300KvA）／発電方式（ディーゼル機関）／使用燃料（A重油）／貯蔵量（190ℓ・小出槽容量）	
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守		変更点			

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
消防法第17条の3の3	防火対象物の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等について、総務省令で定めるところにより、定期的に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない 6ヶ月毎の機器点検／1年毎の総合点検	非常用自家発電装置	発電出力（300KvA）／発電方式（ディーゼル機関）／使用燃料（A重油）／貯蔵量（190ℓ・小出槽容量）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
水質汚濁防止法 第14条の2 （事故時の措置）	特定施設・貯油施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場・当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。	①地下タンク貯蔵所 ②燃料小出槽	①貯蔵物（A重油）／貯蔵量（5000ℓ） ②貯蔵物（A重油）／貯蔵量（950ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
消防法第11条	製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める者（消防本部及び消防署を置く市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所 当該市町村長）の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。 【指定数量以上の危険物貯蔵所】 危険物の指定数量 第2石油類（灯油，軽油等） 非水溶性液体 1,000L	①地下タンク貯蔵所 ②燃料小出槽	①貯蔵物（A重油）／貯蔵量（5000ℓ） ②貯蔵物（A重油）／貯蔵量（950ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市危険物規制規則第4条	製造所等の所有者，管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、当該製造所等において、次に掲げる事項（○設置者の氏名又は住所（法人にあっては、その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）○危険物の貯蔵又は取扱いの方法○製造所等の着工又は完成期日を3月以上遅延すること）を変更するときは、危険物製造所等変更届出書（第5号様式）により市長に届け出なければならない。	①地下タンク貯蔵所 ②燃料小出槽	①貯蔵物（A重油）／貯蔵量（5000ℓ） ②貯蔵物（A重油）／貯蔵量（950ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
消防法第12条の6	製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の用途を廃止したときは、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければならない 【指定数量以上の危険物貯蔵所】 危険物の指定数量 第2石油類（灯油、軽油等） 非水溶性液体 1,000L	①地下タンク貯蔵所 ②燃料小出槽	①貯蔵物（A重油）／貯蔵量（5000ℓ） ②貯蔵物（A重油）／貯蔵量（950ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

8			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
危険物の規制に関する政令第13条 第1項 第5号	地下タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする／（第5号）地下タンク貯蔵所には、総務省令で定めるところにより、見やすい箇所に地下タンク貯蔵所である旨を表示した標識及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること	①地下タンク貯蔵所 ②燃料小出槽	①貯蔵物（A重油）／貯蔵量（5000ℓ） ②貯蔵物（A重油）／貯蔵量（950ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

9			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
消防法第14条の3の2	政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、これらの製造所、貯蔵所又は取扱所について、総務省令で定めるところにより、定期に点検し、その点検記録を作成し、これを保存しなければならない 15年以内の施設は3年に1回検査 15年以上は毎年1回検査 H5供用開始 【指定数量以上の危険物貯蔵所】 危険物の指定数量 第2石油類（灯油、軽油等） 非水溶性液体 1,000L	①地下タンク貯蔵所 ②燃料小出槽	①貯蔵物（A重油）／貯蔵量（5000ℓ） ②貯蔵物（A重油）／貯蔵量（950ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

10			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
鈴鹿市火災予防条例 第46条	指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない／前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを変更又は廃止する場合について準用する。 【指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物貯蔵所】危険物の指定数量 ○第2石油類（灯油、軽油等）非水溶性液体 1,000L ○第3石油類（重油等）非水溶性液体 2,000L	①地下タンク貯蔵所 ②燃料小出槽	①貯蔵物（A重油）／貯蔵量（5000ℓ） ②貯蔵物（A重油）／貯蔵量（950ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

11			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第23条（指定施設の設置の届出）	騒音を発生させる者は、工場等に指定施設を設置しようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、次に掲げる事項（○氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名○工場等の名称及び所在地○指定施設の種類及び能力ごとの数○指定施設の使用の方法○騒音の防止の方法及び指定施設の型式）その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない／前項の規定による届出には、指定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。	送風機2台	送風機（11・7.5kw）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

12			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第25条・29条	第25条 届出をした者は、その届出に係る第二十三条第一項第四号から第六号（〇指定施設の使用の方法〇騒音の防止の方法及び指定施設の型式〇その他規則で定める事項）までに掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない 第29条 届出をした者は、その届出に係る第二十三条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項（〇氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名〇工場等の名称及び所在	送風機2台	送風機（11・7.5kw）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

13			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第31条	指定施設から騒音を発生させる者は、当該指定施設を設置する工場等の敷地境界線において排出基準に適合しない騒音を発生させてはならない。	送風機2台	送風機（11・7.5kw）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

所属（課等）

小山排水機場

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1				
適用法令等		遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市火災予防条例 第44条		火を使用する設備又はその使用に際し，火災の発生のおそれのある設備のうち，次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は，あらかじめ，その旨を消防長に届け出なければならない。【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄）○据付面積 2㎡以上の炉○ボイラー又は入力 70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備(固定して用いるもの)○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力 50kw以下のものを除く）○蓄電池設備	非常用自家発電装置	小山排水機場2基／発電出力（58・100KvA）発電方式（ディーゼル機関）使用燃料（軽油）全出力（68・80KW）定格容量（80・150AH）貯蔵量（65・75ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点	

2					
適用法令等		遵守事項		該当活動，設備等	規模，能力等
水質汚濁防止法 第14条の2 （事故時の措置）		特定施設・貯油施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場・当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。		屋外タンク貯蔵所／油水分離施設	小山排水機場2基／貯蔵物（重油）貯蔵量（1950ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし		変更点	

3					
適用法令等		遵守事項		該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市火災予防条例 第46条		指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し，又は取り扱おうとする者は，あらかじめ，その旨を消防長に届け出なければならない／前項の規定は，同項の貯蔵及び取扱いを変更又は廃止する場合について準用する。 【指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物貯蔵所】危険物の指定数量 ○第2石油類（灯油，軽油等）非水溶性液体 1,000L ○第3石油類（重油等）非水溶性液体 2,000L		屋外タンク貯蔵所／油水分離施設	小山排水機場2基／貯蔵物（重油）貯蔵量（1950ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守		変更点	

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

所属（課等）

渚雨水ポンプ場

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1							
適用法令等		遵守事項		該当活動，設備等		規模，能力等	
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項		以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。		空調機器（業務用・第一種特定製品）		2台	
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）				下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）			
4月～6月 点検実施日		7月～9月 点検実施日		10月～12月 点検実施日		1月～3月 点検実施日	
6月30日		9月30日		12月10日		3月10日	
↓ 点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。							
4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
○		○		○		○	
定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。） ※簡易点検に上乗せして実施するもの						対象台数	定期点検 （今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上						該当なし	該当なし
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。） ※3月に入力						充填なし	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量							
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守		変更点			

2							
適用法令等		遵守事項		該当活動，設備等		規模，能力等	
鈴鹿市火災予防条例 第44条		火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄）○据付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備(固定して用いるもの)○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備		非常用自家発電装置		発電出力（200KvA）／発電方式（ディーゼル機関）／使用燃料（A重油）	
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守		変更点			

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
消防法第17条の3の3	防火対象物の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない 6ヶ月毎の機器点検／1年毎の総合点検	非常用自家発電装置	発電出力（200KvA）／発電方式（ディーゼル機関）／使用燃料（A重油）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
水質汚濁防止法 第14条の2 （事故時の措置）	特定施設・貯油施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場・当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。	①地下タンク貯蔵所 ②燃料小出槽	①貯蔵物（A重油）／貯蔵量（5000ℓ） ②貯蔵物（A重油）／貯蔵量（600ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
消防法第11条	製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める者（消防本部及び消防署を置く市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所 当該市町村長）の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。 【指定数量以上の危険物貯蔵所】 危険物の指定数量 第2石油類（灯油，軽油等） 非水溶性液体 1,000L	①地下タンク貯蔵所 ②燃料小出槽	①貯蔵物（A重油）／貯蔵量（5000ℓ） ②貯蔵物（A重油）／貯蔵量（600ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市危険物規制規則第4条	製造所等の所有者，管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、当該製造所等において、次に掲げる事項（○設置者の氏名又は住所（法人にあっては、その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）○危険物の貯蔵又は取扱いの方法○製造所等の着工又は完成期日を3月以上遅延すること）を変更するときは、危険物製造所等変更届出書（第5号様式）により市長に届け出なければならない。	①地下タンク貯蔵所 ②燃料小出槽	①貯蔵物（A重油）／貯蔵量（5000ℓ） ②貯蔵物（A重油）／貯蔵量（600ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
消防法第12条の6	製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の用途を廃止したときは、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければならない 【指定数量以上の危険物貯蔵所】 危険物の指定数量 第2石油類（灯油、軽油等） 非水溶性液体 1,000L	①地下タンク貯蔵所 ②燃料小出槽	①貯蔵物（A重油）／貯蔵量（5000ℓ） ②貯蔵物（A重油）／貯蔵量（600ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

8			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
危険物の規制に関する政令第13条 第1項 第5号	地下タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする／（第5号）地下タンク貯蔵所には、総務省令で定めるところにより、見やすい箇所に地下タンク貯蔵所である旨を表示した標識及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること	①地下タンク貯蔵所 ②燃料小出槽	①貯蔵物（A重油）／貯蔵量（5000ℓ） ②貯蔵物（A重油）／貯蔵量（600ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

9			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
消防法第14条の3の2	政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、これらの製造所、貯蔵所又は取扱所について、総務省令で定めるところにより、定期に点検し、その点検記録を作成し、これを保存しなければならない 15年以内の施設は3年に1回検査 15年以上は毎年1回検査 H5供用開始 【指定数量以上の危険物貯蔵所】 危険物の指定数量 第2石油類（灯油、軽油等） 非水溶性液体 1,000L	①地下タンク貯蔵所 ②燃料小出槽	①貯蔵物（A重油）／貯蔵量（5000ℓ） ②貯蔵物（A重油）／貯蔵量（600ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

10			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
鈴鹿市火災予防条例 第46条	指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない／前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを変更又は廃止する場合について準用する。 【指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物貯蔵所】危険物の指定数量 ○第2石油類（灯油、軽油等）非水溶性液体 1,000L ○第3石油類（重油等）非水溶性液体 2,000L	①地下タンク貯蔵所 ②燃料小出槽	①貯蔵物（A重油）／貯蔵量（5000ℓ） ②貯蔵物（A重油）／貯蔵量（600ℓ）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

11			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第23条（指定施設の設置の届出）	騒音を発生させる者は、工場等に指定施設を設置しようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、次に掲げる事項（○氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名○工場等の名称及び所在地○指定施設の種類及び能力ごとの数○指定施設の使用の方法○騒音の防止の方法及び指定施設の型式）その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない／前項の規定による届出には、指定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。	送風機10台	送風機（11kw×2, 0.3kw×2, 0.4kw×1, 0.15kw×1, 0.75kw×3, 0.45kw×1）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

12				
適用法令等		遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第25条・29条		第25条 届出をした者は、その届出に係る第二十三条第一項第四号から第六号（○指定施設の使用の方法○騒音の防止の方法及び指定施設の型式○その他規則で定める事項）までに掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない 第29条 届出をした者は、その届出に係る第二十三条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項（○氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名○工場等の名称及び所在	送風機10台	送風機（11kw×2, 0.3kw×2, 0.4kw×1, 0.15kw×1, 0.75kw×3, 0.45kw×1）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点	

13				
適用法令等		遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第31条		指定施設から騒音を発生させる者は、当該指定施設を設置する工場等の敷地境界線において排出基準に適合しない騒音を発生させてはならない。	送風機10台	送風機（11kw×2, 0.3kw×2, 0.4kw×1, 0.15kw×1, 0.75kw×3, 0.45kw×1）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点	

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

所属（課等）

旭が丘雨水調整池

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則、小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1							
適用法令等		遵守事項		該当活動、設備等		規模、能力等	
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項		以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。		空調機器（業務用・第一種特定製品）		2台	
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）				下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）			
4月～6月 点検実施日		7月～9月 点検実施日		10月～12月 点検実施日		1月～3月 点検実施日	
6月30日		9月30日		12月10日		3月10日	
↓ 点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。							
4月～6月		○		7月～9月		○	
10月～12月		○		1月～3月		○	
定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。） ※簡易点検に上乗せして実施するもの						対象台数	定期点検 （今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上						該当なし	該当なし
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。） ※3月に入力						充填なし	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量							
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守		変更点			